

# 誓 約 書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第29条第1項各号に該当しないものであることを誓約します。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

島根県知事 様

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する欠格要件

- 一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律の規定若しくは使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「使用済自動車再資源化法」という。）の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第二条第十一项に既定する引取業者をいう。第七十一条第二項及び第八十七条第二号において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第五十一条第二号ロ及び第六十四条第二号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者
- 四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しない者
- 五 第三十五条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの